

課程認定審査の現状と課題について

横須賀 薫

課程認定委員会では、大学から申請のあった、教員免許状の授与の所要資格を得させるための課程（いわゆる「教職課程」）について、文部科学大臣からの諮問を受けて、毎年、100 大学以上の審査を行っている。

課程認定制度は、「大学における教員養成」と「開放制の養成」の原則の中で、大学が教職課程を置くことについて、文部科学大臣の認定にかからしめることにより、資格課程としての一定の標準性と質を担保することに貢献をしてきた。

特に、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成 18 年 7 月 11 日中央教育審議会）において、教職課程の質的水準の向上が提言されて以後、課程認定委員会としても、教員養成の質の維持・向上に向けて、厳格な審査に努めてきた。

学校現場では、いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICT の活用の要請をはじめ、複雑かつ多様な課題に対応することが求められており、教員養成の高度化の必要性も指摘されている。

しかしながら、大学全入時代を迎え、大学教育が多様化してきている中で、教員養成についての理解がなく、単に「資格が取得できる」という観点からのみ教職課程を置こうとする大学も多く、結果として、申請に向けた準備が極めて不十分となり、適切な授業科目の設定や教員の配置ができていない申請、学科等で修める専攻分野と免許状取得のために求められる教科の専門性との関連性が考慮されていない申請などが増えてきている。

このような中で、課程認定制度が、引き続き、教員養成の質の維持・向上に貢献していくためにも、課程認定審査に関して、とりわけ、以下の点について、現状と今後の課題を指摘したい。

1. 審査プロセスについて

（現状）

- 課程認定委員会では、毎年、10 回以上の会議（終日）を開催し、申請のあった教職課程の審査を行っている。（本年度は計 13 回の会議を開催した。）
- 申請のあった教職課程の確認・審査の結果、申請内容の補正が必要であれば、その都度、事務局から申請大学に対し補正の指示を行っている。
- 昨今、準備不足の結果、適切な補正が行えず、結果として、4 回も 5 回も確認・審査を要する大学が増えてきている。

(今後の課題)

- 教員養成についての理解がなく、明らかに準備不足である申請については、認定に向けた申請内容の補正を求めるのではなく、改めて、大学において教職課程を置く意義等を検討し、教育課程や教員組織の十分な準備をしてもらうことが必要である。
- このため、
 - ・ 審査プロセスを明確にするとともに、審査回数は2回を目処とする
 - ・ 課程認定審査において、多数の修正意見が付された場合や、申請の根幹に係るような意見が付された場合は、面接審査を行った上で、一定の基準のもと、「取り下げ勧告」を積極的に活用するなどの、課程認定審査における審査プロセスを改善することが必要。

2. 教育課程について

(現状)

- 教職に関する科目は、教育職員免許法施行規則において、「含めることが必要な事項」が規定されている。
- 一方、教職に関する科目において扱う内容について、担当教員に全て委ねている結果、「含めることが必要な事項」が十分に扱われておらず、審査の際や教職課程実地視察の際に指摘を受ける大学が多数ある。

(今後の課題)

- 大学が多様化するなかにあっても、とりわけ、教職に関する科目については、資格課程としての標準性を担保していくことが求められる。
- このため、課程認定委員会において、「含めることが必要な事項」の趣旨・目的、扱うべき内容等について整理をし、各課程認定大学に対し、明確に示していくことが必要。

3. 教員組織について

(現状)

- 課程認定審査では、担当教員が、教職課程に係る授業科目を十分担当することができただけの教育研究業績を有しているか、といった観点から教員審査を行っている。
- 教職に関する科目については、過去に教員審査を受けている場合、一定の要件を満たせば、「審査省略」が認められている。
- 一方で、教職に関する科目の内容は、先に述べたように大学によって多様であり、過去の教員審査では「担当可」と判定されたものの、新たな申請に係る授業科目については、適切な教育研究業績を有していないにもかかわらず、「審査省略」となる場合が生じている。

※「審査省略」の例（「含むことが必要な事項」が同じ場合、「審査省略」が可能とされている。）

【含むことが必要な事項：教育に関する社会的、制度的又は経営的事項】

・教育行政学（過去に「可」の判定） → 教育社会学（「審査省略」となる）

【含むことが必要な事項：教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法】

・カウンセリング論（過去に「可」の判定） → 教育相談（「審査省略」となる）

（今後の課題）

- 教職課程の質的水準の維持・向上のためには、担当する教員の教育研究業績は極めて重要であることから、過去の教員審査結果は尊重しつつも、基本的には「審査省略」は廃止し、申請毎に、全ての担当教員について教員審査を行うことが必要。
- なお、担当予定の授業科目に関連する教育研究業績が全くない、又は大きくずれていることが明らかな教員の申請も散見されるところであるが、各大学は、審査対象教員が、担当予定の授業科目に関連した十分な教育研究業績を有しているか否かを学内で確認の上、申請を行うことが不可欠であることは言うまでもない。

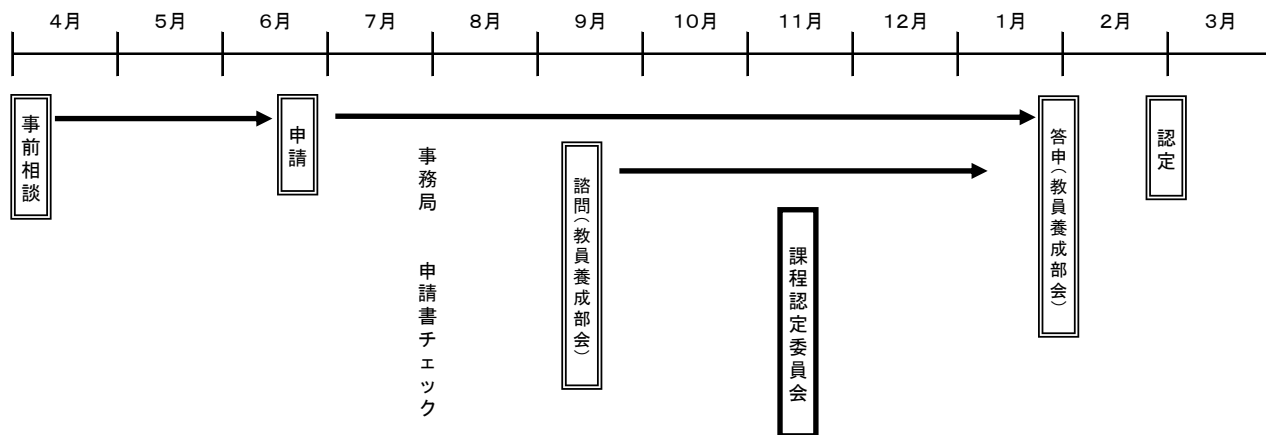
今後、課程認定委員会としては、引き続き、審査体制、審査プロセス、審査基準等の見直し・改善を行い、課程認定審査をより実質的なものとしていくことが必要である。

しかしながら、教員養成に対する社会の信頼を得るためには、課程認定審査だけでなく、各課程認定大学の、教員養成に関する深い理解が不可欠であることは言うまでもない。今後、各課程認定大学が、教育課程や教員組織、施設・設備の不断の見直しを行うとともに、教職課程を運営する体制を強化することなどを通じ、我が国の教職課程の質的水準が、全体として向上していくことを期待したい。

教職課程認定審査のスケジュールについて

○今年度の審査スケジュール

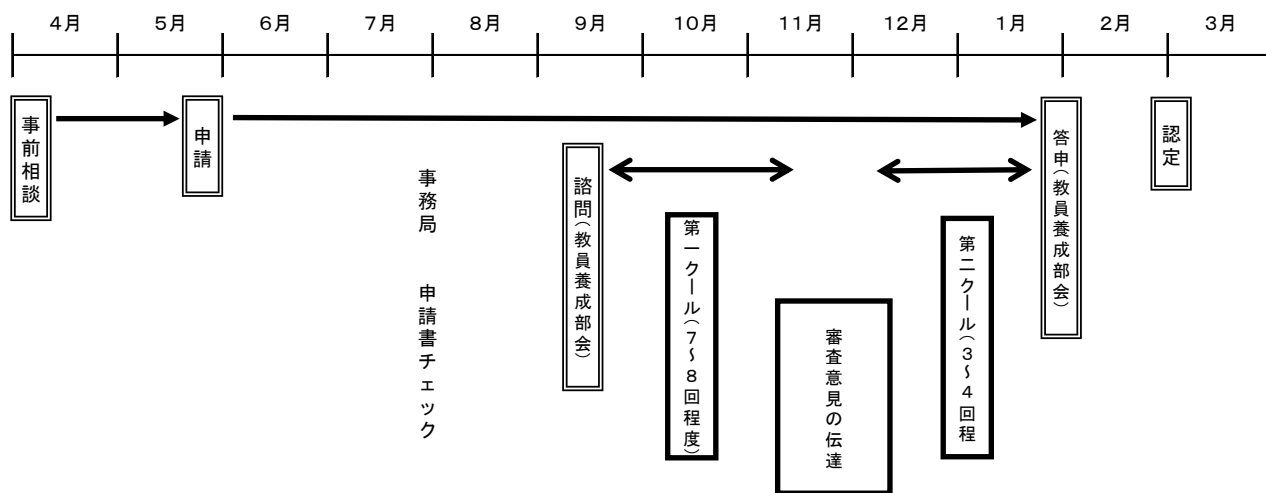
【開設の前年度】



※審査意見の伝達は随時

○来年度以降のスケジュール(案)

【開設の前年度】



教職課程認定審査運営内規

平成13年7月19日
教員養成部会決定

一部改正 平成20年6月10日改正

1 通則

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の認定の審査の運営は、この内規の定めるところによる。
- (2) 審査は、教員養成部会（以下「部会」という。）が定めた、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づいて行う。
- (3) 部会は、審査を課程認定委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行う。

2 審査方法

- (1) 委員会においては、書類審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、保留（取り下げの勧告を含む。））を決する。
- (2) 部会においては、委員会からの報告を受け、最終判定（可・不可）を下す。
- (3) 審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請者に申請書の補充又は訂正を行わせることができる。
- (4) 面接審査及び実地審査は、書類審査で保留となった場合に必要に応じて行うものとする。
- (5) 委員会は、原則として、部会に報告するまでに保留の判定を残さないものとする。
- (6) 委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）、利害関係のある大学の審査を行うことはできない。

3 書類審査

- (1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。
 - ① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係
 - ② 教育課程及びその履修方法
 - ③ 教員組織
 - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
 - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
 - ⑥ 学則

- (2) 書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。
- (3) 補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。
- (4) 取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

4 面接審査及び実地審査

- (1) 書類審査において保留となった申請課程については、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請課程について説明を聴取することにより行う。
- (3) 面接審査の結果は、部会に報告する。
- (4) 実地審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び担当官が同席し、実地において、申請書に記載されている事実を確認し、申請課程の状況を審査する。
- (5) 実地審査の結果は、部会に報告する。

5 最終判定

- (1) 部会の最終判定は、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行った申請課程及び保留の申請課程を中心とする委員会からの報告に基づき、認定の可否（可、不可）について行う。
- (2) 委員会からの報告は委員会の主査がとりまとめて行い、主査が部会に出席できない場合は主査の指名する委員会の委員が報告する。
- (3) 最終判定における審査は、原則として、委員会で判定を保留とした申請課程の可否を決するために行うものとし、特別の事情を除き、委員会の審査を最終判定とする。
- (4) 最終判定において必要な場合には、部会長の許可により、申請者の説明を求めるものとする。
- (5) 部会は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。

6 その他

- (1) この審査運営内規は平成20年度から申請校に適用する。
- (2) この内規に定めるもののほか、課程認定の審査運営に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

教職に関する科目の趣旨「教職課程認定申請の手引き」202～204 頁

教職に関する科目	趣 旨
<p>昭和 6 3 年法改正により創設 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ※右欄の「趣旨」は教育の方法及び技術における情報機器及び教材の活用を記述したものである。</p>	<p>○今日、学校教育においては、将来の高度情報社会に生きる児童・生徒に必要な資質（情報活用能力）を養い、また、コンピュータ等の新しい情報手段の活用により教育効果を高める必要が指摘されている。</p> <p>○教員についても、これらを担当する資質能力を含め、教育の方法及び技術についての力量が求められていることを中心にしながら、新たに情報機器及び教材の活用を含むことを明示して、養成教育においてこれらに関する専門教育科目の履修を必修としたものである。</p>
<p>生徒指導、教育相談（及び進路指導）に関する科目（中・高については進路指導を含む。） ※現行法においては「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に相当する。</p>	<p>○生徒指導は、児童・生徒の人格の健全な発達を図るため、教科、道徳及び特別活動の教育課程の内並びに教育課程の外にわたり、学校の教育活動全体を通じて行われる重要な機能である。</p> <p>○生徒指導の意義は、青少年非行等の対策という消極的な面にだけあるのではなく、積極的に、学校教育の全領域において、すべての生徒のそれぞれの人格により良き発達を目指すとともに、学校生活が、生徒一人一人にとっても、有意義に、かつ興味深く充実したものになるようにするところにある。</p> <p>○したがって、生徒指導の諸側面には、学習指導、進路指導、教育相談等が含まれる。</p>
<p>教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>○各教科、道徳及び特別活動の指導法等に関する各科目については、学習指導要領に掲げる事項に即して包括的な内容を含むこととする。また、各教科等を、実際に指導する場面を想定して、学習指導案の作成や教材研究、模擬授業等を組み入れ、実践的な指導力を身に付けさせるような事項を、当該区分の授業科目の講義概要（シラバス）で示すこと。</p> <p>○特別活動は、各教科及び道徳以外の教育活動として、生徒の学校や学級の生活における具体的な展開に即した種々の価値の高い教育活動を統合したもので、教育課程の基準の中に位置付けられているものであり、望ましい集団活動を通じて心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることを目標としている。</p>
<p>教育課程及び指導法に関する科目（幼稚園）</p>	<p>○幼稚園の教員養成について「保育内容に関する科目」を含め、これに「教育課程総論」及び「指導法に関する科目」を加え、「教育課程に関する科目」とすることとしている。これは、幼児教育の実態及びその効果的な指導法を参酌し、幼稚園の教育課程の全体を総攬する科目及びその効果的かつ適切な指導法に関する科目を別途設けることにより、幼稚園の教員の体系的な指導力の育成を図ろうとするものである。</p>

平成10年法改正により創設	趣 旨
<p>教職の意義等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、職務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職の意義や教員の役割、職務内容等に関する知識の修得を通じ、教員を志願する者が教職についての理解を深め、将来教職に就くことについて多角的に考察する過程を援助し、動機付けを図るもの。 ○職場の実体験・類似体験や他の職業との比較などの機会を教員を志願する者に与えることにより、自らの教職への意欲、適性等を熟考させるとともに、最終的な進路選択について指導・助言するもの。 ○「現在の教員には何が求められているのか」、「学生自身が教員としての適格性を持つためにどのような努力をしていけばよいのか」といった事項を、当該区分の授業科目の講義概要（シラバス）で示すこと。
<p>幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）</p> <p>※右欄の「趣旨」は、障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む必要性について、中心的に記述したものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもたちの心身の発達及び学習の過程に係る内容を、現行の「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」の中に含めるべきことを制度上明記し、すべての学校段階に属する教員の特殊教育に関する理解を深めることとする。 ※「発達障害の児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付3局長連名通知）（抜粋） 第3 発達障害に関する専門性の向上について 1 教員の専門性の向上 (1) 大学における教員養成について、盲・聾・養護学校、小学校等並びに幼稚園及び高等学校の教員養成課程において、発達障害に関する内容も含めて取扱うこととするよう、その充実に努めること。
<p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 <p>※右欄の「趣旨」はカウンセリングに関する基礎的な知識を含む必要性について、中心的に記述したものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、学校では多くの教員がいじめ、登校拒否、薬物乱用など児童・生徒の生命・健康にもかかわる問題に直面し、様々な努力にもかかわらずそれらへの決定的な対処方法が見出せないまま日々苦慮している現実を踏まえ、生徒指導上の問題等に現職教員がより適切に取り組むことができるよう、教育相談（カウンセリングを含む。）を中心に生徒指導等に係る科目の内容を充実するという考えで設定された。 ○とりわけ、カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を教員が持つことで、児童・生徒をより深く理解し、より適切に接することや、カウンセラーや専門機関と円滑に連携することが可能となり、教科指導・生徒指導等の両面において高い教育効果が期待できる。 ○なお、ここで求められるものはあくまで教員を志願する者がカウンセリングに関する基礎的知識を修得することであり、カウンセリングの専門家の養成そのものではないことに留意し、その趣旨の徹底が図られるべきである。 ○また、ただ単に教員の資質能力の向上に期待するだけでは上記のような諸問題の解決は困難であり、家庭や地域社会の自覚と主体的取り組みが必要であることは、いうまでもない。 ○定期面談や三者面談など、教育相談全般についての知識と基礎的能力を育成することや、養護教諭・学校医・スクールカウンセラー等の専門家等の職務の実際や連携の在り方についても学ぶことが求められる。

平成20年省令改正により創設	趣 旨
教職実践演習	<p>○教職実践演習は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるものである。</p> <p>○学生は、この科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。</p> <p>○本科目には、教員として求められる以下の4つの事項を含めることが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人関係能力に関する事項 ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項

教員の審査について「教職課程認定申請の手引き」11～13 頁

教職課程の科目（施行規則第 66 条の 6 の担当教員は除く。）を担当する教員については、専任・兼任・兼任の別を問わず、原則として全ての教員について教員審査を行う。

1 つの科目を複数の教員が担当する場合には、オムニバス形式、複数教員での担当、クラス分けでの担当の種類にかかわらず、全ての教員について申請書類に記載し、審査を受けることが必要である。

ただし、一種免許状及び二種免許状の課程の「教職に関する科目」及び「特別支援教育に関する科目」の担当教員については、以下に示す一定の要件を満たした場合に限り、教員審査の省略を行うことができる。

i) 教職に関する科目について

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭の免許課程の教職に関する科目については、以下①～④の要件を満たした場合は、審査の省略が可能である。

【要件】

- ① 直近 10 年以内（平成 14～23 年度）に教員審査を受けたものであること。
※ 審査を受けた大学は、今回申請を提出する大学に限らず、他大学において審査されたものでも構わない。
- ② 直近の課程認定審査の際に、当該科目を 1 人で担当が可能と認められているものであること。
※ 科目をオムニバス等複数で担当する教員として、審査を受けた場合は審査省略の対象とならない。
- ③ 直近の課程認定審査の免許状の種類（一種・二種の別）が、今回審査を受ける免許状の種類（一種・二種の別）よりも同等以上であること。
※ 直近の審査で「幼稚園教諭二種免許状」課程の科目について審査を受けた教員が、今回「幼稚園教諭一種免許状」課程の科目の審査を受ける場合には、審査省略は不可。
- ④ 審査を受けようとする授業科目の区分に応じ、「学校種」「授業科目の区分」「必要事項」の組合せが以下に当てはまること。（「授業科目の区分」及び「必要事項」の詳細な説明については、p 52～の様式第 3 号教職に関する科目の記載要領を参照すること。）
なお、直近の審査と今回の審査で授業科目の名称が一致していなくても差し支えない。

◆ 「教職の意義等に関する科目」及び「教育の基礎理論に関する科目」の場合

過去に審査を受けた科目と、今回審査を受けようとする科目について、「授業科目の区分」及び「含めるべき事項」が一致し、かつ審査を受けた学校種が以下の組み合わせの場合には審査を省略する事ができる。

<学校種の組合せ>

直近の審査	×	今回の教員審査	審査省略の可否
幼稚園教諭		幼稚園教諭	左記のいずれかの組み合わせでも可
小学校教諭		小学校教諭	
中学校教諭		中学校教諭	
高等学校教諭		高等学校教諭	
養護教諭		養護教諭	
栄養教諭		栄養教諭	

◆「教育課程及び指導法に関する科目」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」「教育実習」の場合

過去に審査を受けた科目と、今回審査を受けようとする科目について、「授業科目の区分」及び「含めるべき事項」が一致し、かつ、審査を受けた学校種が以下の組み合わせの場合には審査を省略する事ができる。

<学校種の組合せ>

直近の審査		今回の教員審査	審査省略の可否
幼稚園教諭 小学校教諭	×	幼稚園教諭 小学校教諭	左記のいずれかの組み合わせは可
中学校教諭 高等学校教諭 養護教諭 栄養教諭	×	中学校教諭 高等学校教諭 養護教諭 栄養教諭	左記のいずれかの組み合わせは可

※ 教科指導法及び保育内容の指導法の場合には、「授業科目の区分」及び「含めるべき事項」が一致した上で、さらに「免許教科」等も一致させる必要がある。

◆「教職実践演習」の場合

過去に教職に関する科目のうち、いずれかの科目（総合演習の科目のみを除く。）について審査を受け、かつ学校種が以下の組み合わせの場合には審査を省略することができる。

<学校種の組合せ>

直近の審査		今回の教員審査	審査省略の可否
幼稚園教諭 小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭	×	幼稚園教諭 小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭	左記のいずれかの組み合わせは可
養護教諭	×	養護教諭	可
栄養教諭	×	栄養教諭	可

※ 過去に審査を受けたことがある科目が「総合演習」のみの教員は、直近の審査において「専任教員」として審査を受けている場合に、教職実践演習の審査を省略することが可能。（前回審査が「兼任教員」「兼任教員」の場合には、省略不可。）

ii) 特別支援教育に関する科目について

特別支援学校教諭の免許課程の特別支援教育に関する科目については、以下①～④の要件を満たした場合は、審査の省略が可能である。

【要件】

- ① 直近10年以内（平成14～23年度）に教員審査を受けたものであること。
※ 審査を受けた大学は、今回申請を提出する大学に限らず、他大学において審査されたものでも構わない。

- ② 直近の課程認定審査の際に、当該科目を1人で担当が可能と認められているものであること。
※ 科目をオムニバス等複数で担当する教員として、審査を受けた場合は審査省略の対象とならない。

- ③ 直近の課程認定審査の免許状の種類（一種・二種の別）が、今回審査を受ける免許状の種類（一種・二種の別）よりも同等以上であること。
※ 直近の審査で「特別支援学校教諭二種免許状」課程の科目について審査を受けた教員が、今回「特別支援学校教諭一種免許状」課程の科目の審査を受ける場合には、審査省略は不可。

- ④ 今回審査を受ける担当授業科目の「科目区分」及び「中心領域」が、直近の課程認定審査の状況の「担当授業科目」の「科目区分」及び「中心領域」と一致していること。
なお、直近の審査と今回の審査で授業科目の名称が一致していなくても差し支えない。